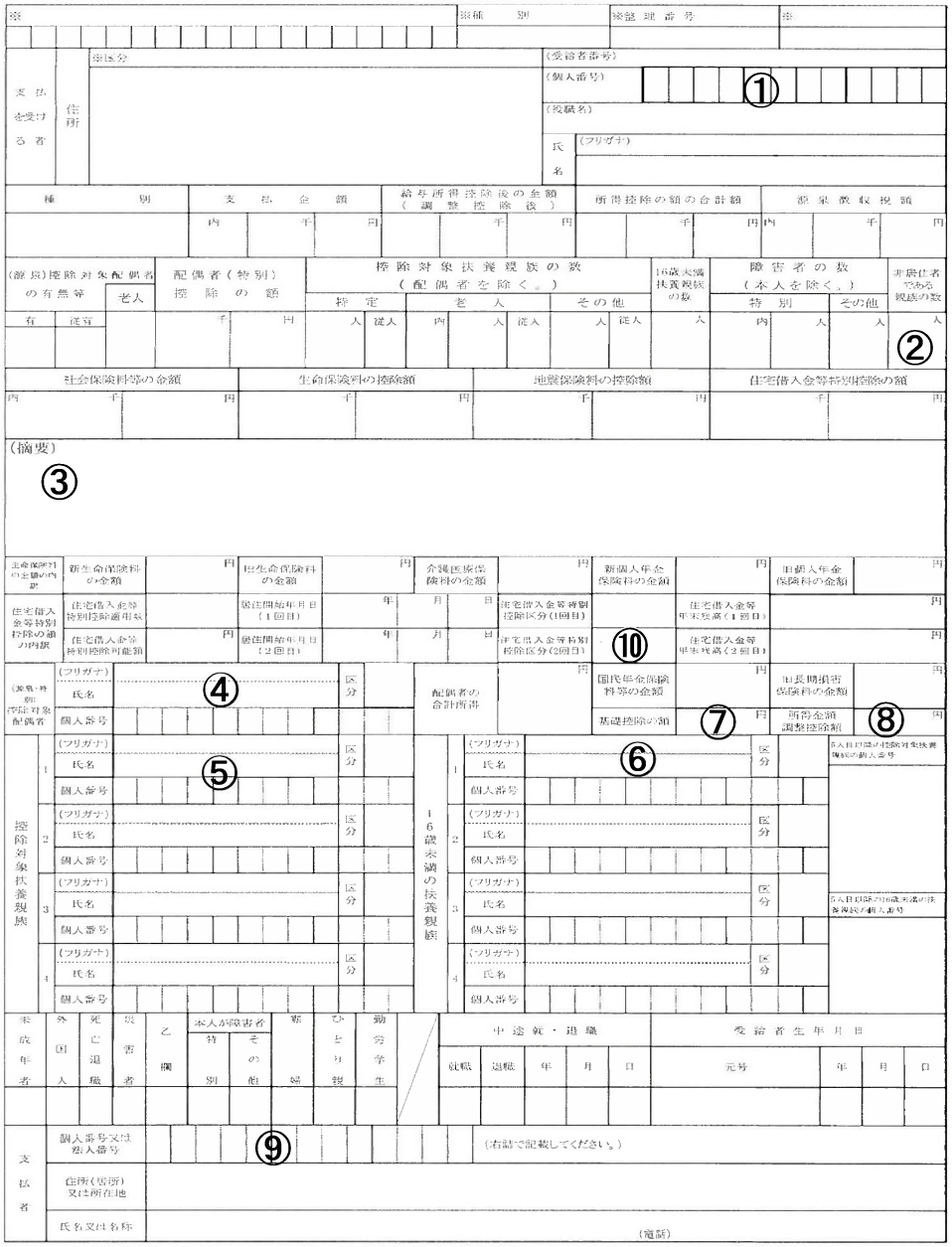

給与支払報告書　主な注意点

① 給与の支払を受ける方の個人番号を記載してください。

② 日本国外に居住する扶養親族の人数を記入してください。

③ (1)前職分給与がある場合は前職の給与支払額、社会保険料、源泉徴収税額、支払者名、支払者の住所、退職年月日を必ず記入してください。中途就職者で前職分未提出の場合は「前職分未提出」と記入してください。
同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)を有する方は、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してください(例「氏名(同配)」)。
※同一生計配偶者とは、居住者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下である人をいいます。
(2)所得金額調整控除額を適用する場合は、要件により、記載方法が異なります。
要件1　本人が特別障害者の場合は、「本人が障害者」の「特別」の欄に「○」を付してください。
要件2　同一生計配偶者が特別障害者の場合は、「同一生計配偶者の氏名(同配)」と記載してください。
要件3　扶養親族が特別障害者、年齢23歳未満の場合、「扶養親族の氏名(調整)」と記載してください。
(3)退職所得のある同一生計配偶者及び扶養親族がいる場合は、「同一生計配偶者及び扶養親族の氏名(退)」と記載してください。

④⑤⑥　(源泉・特別)控除対象配偶者、控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族氏名、個人番号を記載してください。また、非居住者である場合には、下記の表に当てはまる番号を区分の欄に記入してください。

非居住者である扶養親族		記載番号
１６～２９歳		０１
３０～６９歳	留学生	０２
	障害者	０３
	３８万以上の送金を受けているもの	０４
	上記以外	控除対象外
７０歳以上		０１

⑦ 「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。ただし、基礎控除の額が48万円の場合は転記する必要はありません。

⑧ 所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を記載してください。

⑨ 支払者の個人番号又は法人番号を記入してください。

記載事項以外に不明な点がございましたら、国税庁ホームページまたは国税庁が配布している『年末調整のしかた』をご参照ください。

特別徴収税額通知のデータ送信について

電子署名を付与した特別徴収税額通知(特別徴収義務者用・納税義務者用)の電子データを送信します。

・対象事業者

eLTAXにより令和5年分の給与支払報告書を提出する際に、特別徴収税額通知受取方法を「電子データ」とした事業者を対象として送信します。

特別徴収税額通知の受け取り方法は特別徴収義務者用と納税義務者用それぞれ設定してください。

・eL-taxの送信方法については、お使いのソフトウェアのマニュアルやeLTAXホームページ等を参照してください。

※⑩住宅借入金の記載方法については裏面に掲載しています。

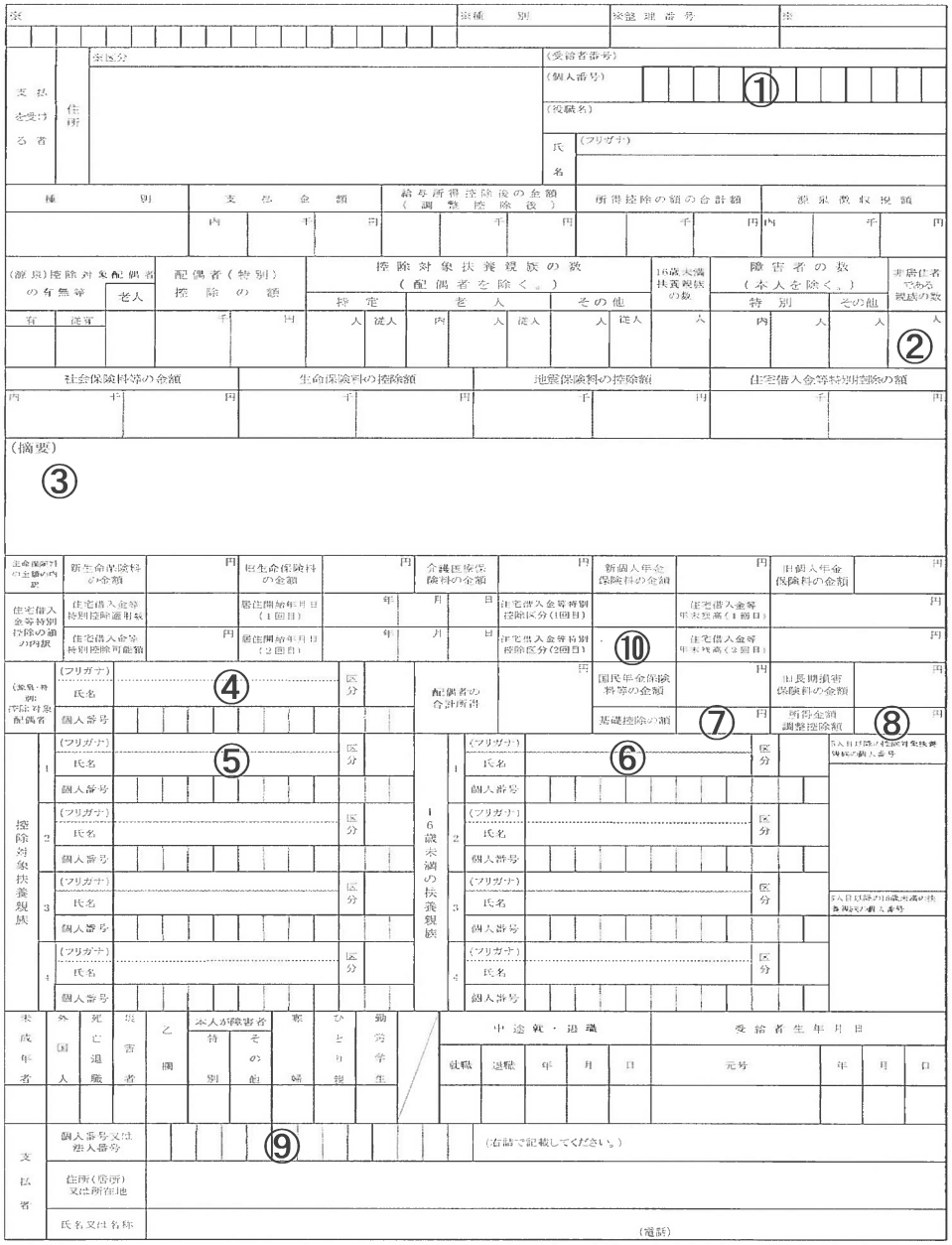

住宅借入金の主な注意点

⑩ 適用を受けている（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の区分を次のように記載してください。

区分	控除申告書・証明書の表示	記載方法
一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）	（元号●年中居住者用）	住
一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）で住宅が特例居住用家屋に該当するとき	（元号●年中居住者・特例居住用家屋用）	住（特家）
認定住宅（等）の新築（取得）等に係る住宅借入金等特別控除の場合	（元号●年中居住者・認定住宅（等）用）	認
認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合で住宅が特例認定住宅等に該当するとき	（元号●年中居住者・認定住宅等（特例認定住宅等）用）	認（特家）
特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合	（元号●年中居住者・特定増改築等住宅借入金等特別控除用）	増
東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和7年12月31日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定（以下「震災再取得等」といいます。）の適用を選択した場合	（元号●年中居住者・震災再取得等用）	震
震災再取得等の適用を選択した場合で住宅が特例居住用家屋に該当するとき	（元号●年中居住者・震災再取得等（特例居住用家屋）用）	震（特家）

上記の区分のほか、この控除に係る住宅の新築、取得又は増改築等が

- 「特定取得」（特別特定取得以外）に該当する場合には「（特）」、
- 「特別特定取得」に該当する場合（「特例取得」及び「特別特例取得」を含みます。）には「（特特）」と、
- 「特例特別特例取得」に該当する場合には「（特特特）」、

と併記してください。

※上記の内容は国税庁の「給与所得の源泉徴収票等の 法定調書の作成と提出の手引」の「第２ 給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）」より抜粋